

## 入札特記事項

本件入札にあたっては、この入札特記事項の記載事項を遵守の上、入札を行うこと。なお、この入札特記事項に定めのない事項については、仕様書及び紀南環境広域施設組合契約規則（紀南環境広域施設組合ホームページ内「情報公開」→「例規」に掲載。）に定めるところによる。

### 1. 参加資格等に関する事項

#### (1) 参加資格について

- ア 参加できる者は、単独の事業者または複数の者で構成する共同企業体であること。
- イ 単独の事業者が受託者となった場合には、配置する業務従事者の2分の1以上の人数を、組合を構成する10市町の地域内に在住する者を雇用することが誓約できる者とする。なお、組合を構成する10市町とは、田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町のことである。
- ウ 共同企業体の場合は、代表企業と協力企業(以下「構成企業」という。)で構成すること。
- エ 共同企業体の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関してそれぞれ適切な役割を担うものとし、それぞれの構成企業が本事業において果たす役割を明らかにすること。
- オ 共同企業体の場合には、組合を構成する10市町地域内に本社を有する企業を少なくとも1者以上含めること。
- カ 共同企業体の応募手続きは、代表企業が行うこと。
- キ 共同企業体の構成企業となる者は、他の参加希望者の構成企業になることはできない。
- ク 共同企業体は、本事業の落札者となってから運営期間終了まで、構成企業およびその役割の変更及び追加等は、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き認めない。

#### (2) 参加資格者要件

- ア 仕様書(要求水準) 第2章 4業務従事者の配置に関する有資格者を単独の事業者または共同企業体として配置できること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、組合構成市町の入札制限を受けていない者であること。
- ウ 組合構成市町の暴力団等の排除に関する要綱等に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- エ 公告日から受託者を決定する日までの間に、組合構成市町の指名競争入札参加者

要綱等に基づく入札参加者選定基準による指名排除を受けていない者及び指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。

オ 和歌山県又は組合構成市町において、入札参加資格登録を行っている者であること。

カ 共同企業体の代表企業の出資比率は、構成企業中、最大であること。

キ 上記以外のことについては、仕様書のとおりである。

### (3) 特別目的会社の設立に関する要件

共同企業体が、特別目的会社を設立するかどうかは任意とする。ただし、特別目的会社を設立する場合は、事業契約締結までに会社法（平成17年法律第86条）に規定される株式会社は組合を構成する10市町の地域内に設立すること。

ア 特別目的会社の目的は、本事業の実施のみであること。

イ 特定目的会社への出資は代表企業および協力企業すべてによるものとし、代表企業および協力企業以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は50%を超えるものと市、設立から運営期間内はこれを維持すること。

ウ すべての出資者は、事業契約終了までの特別目的会社の株式を保有し、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

## 2. 入札等に関する事項

### (1) 入札執行方法

本件入札は、入札者が一堂に会し、その面前で入札・開札を執行せず、郵便の方法により入札書を提出する「郵便入札」を採用する。郵便入札の詳細は、「郵便入札の手順について」を参照のこと。

### (2) 入札書等について

ア 入札書は、指定する郵便入札用の入札書の様式を使用しなければならない。

イ 入札書は次のとおり作成すること。

(i) 入札書には消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

(ii) 入札書には、入札金額、業務年度、業務番号、業務名及び入札者の住所、氏名を記載するとともに、必ず押印すること。また、落札候補者となるべき最低価格入札者が2者以上あるときは、次項第3号の要領によりくじ引きを行うため、くじ番号も記入すること。

(iii) 入札書へ記入する日付は、郵送する日（郵便局窓口で所定の手続きを行った日）とする。

(iv) 調査基準価格（消費税及び地方消費税を除いた調査基準価格をいう。以下同じ。）

を下回る応札を行う者は、入札書と併せて入札金額の積算内訳書を提出すること。

(v) 一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。ただし、開札日時

まですに入札辞退届を一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出した場合は、辞退を認めるものとする。

ウ 入札書の提出は、入札者の代表者又は入札参加資格等登録（和歌山県又は紀南環境広域施設組合の構成 10 市町における入札参加資格等登録をいう。）の際の届出により委任を受けている者のみが行えるものとし、代理人その他の者が行うことはできない。

エ 提出された入札書その他の書類は返却しないものとする。

### （3）入札書等の提出方法について

ア 入札書等は、配達日指定郵便で、かつ一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送しなければならない。これら以外の方法（普通郵便、持参、電報、電子メール、ファックス等）による入札書の提出は認めない。

イ 入札書等到着期日及び提出先

（i）到着期日（配達指定日） 令和6年2月27日（火）

（ii）提出先 〒646-0051

和歌山県田辺市稲成町 2670 番地 紀南広域廃棄物最終処分場内  
紀南環境広域施設組合 行

※到着期日以外に到着した入札書等は、理由の如何にかかわらず無効とする。

※配達日指定郵便は、遅くとも指定日の3日前までに郵便局窓口での手続きが必要とされているので注意すること。ただし、土・日・祝祭日を挟む場合や、地域によって配送状況が異なる場合があるので、詳しくは差出郵便局へお問い合わせください。

### （4）封筒等

ア 入札案件1件につき、ひとつの封筒を使用すること。

イ 封筒へは、次に掲げる書類のみを入れて封かんしなければならない。なお、封かんについては、「郵便入札の手順について」を参照の上、行わなければならない。

（i）入札書

（ii）入札金額の積算内訳書（調査基準価格を下回る入札を行う者に限る。任意様式）

ウ 封筒については、「封筒用貼付用紙」に住所、商号又は名称等を記載した上で、入札書等をいれた封筒の表面に剥がれることがないように貼り付けなければならない。

### （5）入札書等の不受理

次の各号のいずれかに該当する入札書等は不受理とする。

ア 第4号に規定する方法以外の方法により提出された入札書等

イ 入札書等到着期日以外の日に提出された入札書等

ウ 封筒に所定の記載がなく、又は誤った記載により入札参加の意思表示に疑義を生じさせる等、有効と取り扱うことに支障があると認められる入札書等

(6) 入札の無効について

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 業務年度、業務番号、業務名のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書による入札
- イ 同一の者が2通以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- ウ 金額の記入がない入札書による入札
- エ 金額を訂正した入札書による入札
- オ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- カ 明らかに談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- キ 入札に参加する資格のない者がした入札
- ク 所定の日時までになされなかった入札
- ケ 入札者の記名押印を欠いた入札書による入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 失格について

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ア 調査基準価格を下回る入札を行った者で、入札金額の積算内訳書の提出がない者
- イ 「紀南環境広域施設組合低入札価格調査による失格判定基準」（紀南環境広域施設組合ホームページ内「組合事業」→「入札関係規程集」に掲載。以下「失格判定基準」という。）に基づく失格の基準に該当した者
- ウ 予定価格を上回る入札を行った者

3. 開札等に関する事項

(1) 開札予定日時及び場所

- ア 開札日時 令和6年2月28日（水）午前9時
- イ 開札場所 和歌山県田辺市稲成町2670番地 紀南広域廃棄物最終処分場内  
紀南環境広域施設組合

(2) 開札の方法

開札は、入札事務に関係のない職員（構成市町の職員である者）2名が立ち会いの下で執行する。

(3) くじによる落札候補者の決定方法

落札候補者となるべき最低価格入札者が2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。くじの方法は次のとおりとする。

- ア 入札者があらかじめ入札書に記載した3桁のアラビア数字で構成される「くじ番号」及び郵送の際の一般書留又は簡易書留の引受番号（受領証に「お問い合わせ番号」として表記されたものをいう。）を「郵便入札の手順について」に定める所定の計算

式に当てはめて算出した結果により落札候補者を決定する。  
イ くじの抽選は、開札後、直ちに行うものとする。

#### (4) 開札状況の通知および公表

開札状況は、令和6年2月28日(水)に、ファックスにて入札者全員に通知する。  
なお、紀南環境広域施設組合のホームページには後日掲載する。

#### (5) 入札結果の通知

入札結果は、落札者が決定次第、ファックスにて入札者全員に通知する。  
また、入札結果の公表については、紀南環境広域施設組合の掲示板において、閲覧により公表するものとする。

### 3. 失格判定型低入札価格制度の適用

本件入札は「失格判定型低入札価格制度」の対象業務である。当該制度の詳細については、「紀南環境広域施設組合測量設計等委託業務の入札に係る落札者決定要領」(紀南環境広域施設組合ホームページ内「組合事業」→「入札関係規程集」に掲載。以下「落札者決定要領」という。)第7項を参照するとともに、次の事項について留意すること。

#### (1) 入札金額の積算内訳書

調査基準価格を下回る入札をした者が提出すべき入札金額の積算内訳書の作成にあたっては、委託設計書(いわゆる金抜き設計書)と同等のものとし、各年度毎の業務費の内訳及び単価表も含めて作成すること。提出された積算内訳書と委託設計書の間で、計上費目に相違がある場合、失格判定ができず、失格となるので注意すること。

#### (2) 失格判定費目

失格判定基準に係る判定費目の考え方は次のとおりとする。

##### ア 直接業務に係る費目

委託設計書における「直接人件費」、「直接物品費」を「直接業務に係る費目」として判定する。

従って、失格判定額は、委託設計書のうち内訳表における直接人件費と直接物品費の合計に100分の95を乗じ、千円未満を切り捨てて得た額となる。

##### イ 上記、費目を除く諸経費等の費目

委託設計書における「業務管理費」、「技術管理費」、「一般管理費」を「上記、費目を除く諸経費等の費目」として判定する。

従って、失格判定額は委託設計書のうち各年度の業務委託内訳表における業務管理費と技術管理費と一般管理費の合計に100分の10を乗じ、千円未満を切り捨てて得た額となる。

### (3) 提出資料

調査基準価格を下回る入札をした者が提出すべき資料は、落札者決定要領第7項第2号②の規定にかかわらず、「入札金額の積算内訳書」のみとする。なお、入札金額の積算内訳書は入札書に同封すること。

## 4. 落札者の決定等

### (1) 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定方法は次の各号による。

- ア 予定価格の範囲内で、調査基準価格を下回る入札をした者がいない場合は、最低価格入札者を落札候補者とする。
- イ 調査基準価格を下回る入札をした者がある場合は、失格判定基準に基づく審査の結果、失格の基準に該当しないと認められた者を落札候補者とする。なお、当該審査は、最低価格入札者から順に行う。

### (2) 落札候補者が提出すべき書類について

落札候補者は、落札候補者が決定した日以降において、組合が指定する日までに以下の書類を提出しなければならない。組合が指定する日までに書類の提出がない場合は、入札無効とする。

- ア 業務責任者選任届
- イ 業務従事者の名簿
- ウ 業務従事者の経歴書
- エ 業務従事者の資格証等の写し
- オ 業務従事者の常勤性が確認できる書類（健康保険証（社会保険に限る）、雇用保険の加入を証する書類、源泉徴収簿等のうちいずれか）
- ※ 共同企業体の場合は、下記の書類も必要
  - ・ 共同企業体届出書
  - ・ 共同企業体協定書

### (3) 技術審査について

前号の規定により提出された書類に基づき、仕様書に定める諸条件等を満たしているかどうか審査を行う。審査の基準は以下のとおりとする。

- ア 仕様書第2章第4項第2号に定める資格要件を満たしているか
- イ 仕様書第2章第4項第3号に定める実務経験の要件を満たしているか
- ウ 仕様書第2章第4項第4号に定める業務従事者の配置要件を満たしているか
- エ 業務従事者と落札候補者との間で直接の雇用関係（常勤性）があるか

### (4) 落札者の決定

前号の規定による審査の結果、仕様書に定める諸条件等を満たしていると確認し

た場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。仕様書に定める諸条件等を満たしていないと判断した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効とした上で、次順位者を新たに落札候補者とし、同様の手続きを行うものとする。

## 5. 留意事項

(1) 入札参加者が1者のみの場合であっても、入札を有効とする。

(2) 質問等について

仕様書等の内容に関する質問等については、令和6年1月26日（金）正午まで電子メール又はファクシミリにて受け付ける。

全体への周知を要するものについては、令和6年2月2日（金）を目途に組合ホームページへの掲載をもって回答する。

(3) 各種様式について

入札書、技術審査に係る書類及び封筒用貼付用紙について様式の電子データが必要な場合は、メールにて申し出ること。

(4) 問い合わせ先

問い合わせ先は下記のとおりとする。

なお、質問及び（PDF様式以外の）各種様式の電子データの請求については、下記のメールアドレス宛てに送付すること。

紀南環境広域施設組合	電話番号	0739-81-3550
	FAX番号	0739-81-3551
	E-mail	info@kinan-kankyo.jp